

令和3年度 第1回舞鶴市人権教育・啓発推進計画審議会 会議録

日 時：令和3年6月25日（金）13時30分～15時10分

場 所：舞鶴市役所 大会議室

出席者：委 員 池内委員、岡田委員、高辻委員、田中委員、谷村委員、
西口委員、福井委員、藤田委員、薬師寺委員
事務局 藤崎市民文化環境部長、新井人権啓発・地域づくり室長、
山本人権啓発推進課長、嵯峨根人権啓発推進係長、山下主査

傍聴人：0人

会議内容

1. 開会

2. 委嘱状交付

3. 市長挨拶

4. 諮問書の手交

5. 議事

(1) 舞鶴市人権教育・啓発推進計画の改定について

事務局 資料「舞鶴市人権教育・啓発推進計画の策定について」を説明。

会長 「見直しのポイント」というのがあったが、新たに整備された法制度ということで、三つの法律が特に関係してくると思う。

新しい人権課題を追加することだが、特に去年今年にかけてコロナの感染に関わる人権問題が出てきている。これらを含めて新しい人権と理解をしているのか。

事務局 新しい人権課題としては、前回の計画にない「性的指向・性自認」、以前の計画に HIV 等の感染症はあるが、新型コロナに関する人権問題も発生してきているので、それについても記載を盛り込んでいきたい。

委員 9ページのSDGsやパブリックの意味がわからないので、教えてほしい。

事務局 SDGs、パブリックコメントについて説明。

委員 簡単にこういう言葉を出されても、わからない人はたくさんいる。この言葉の使い方についてもっと丁寧に、「知っているだろう」と話を進めるのではなく、使う言葉を精査し、誰もがわかるようにしていただきたい。

会長 新計画を作るときには、現計画の巻末に用語説明があるが、できるだけそういうものについて、みなさんの理解を得られるよう説明していくことが、まず、今日のひとつの願いかと思う。

8月の審議会で、どういうものを掲げるかという方針のようなものが提示される、と説明があったので、委員のみなさんは、こういうことについてはこうしてほしい、ということがあれば、提案してほしい。それらを含めて、8月の方針提起のところで入れていただく、または入れるかどうかを検討いただけたらありがたい。

委員 各人権課題に対する取組 12 ページに、性的指向・性自認とあるが、漠然とはわかっていても、根源のところはなかなかわからないので、説明もお願いをしたい。

委員 法務省が定める啓発活動強調事項は、17 ある。ハンセン病が入っていない。

事務局 ハンセン病は、この HIV 感染者等の中に入っている。

委員 ハンセン病は独立している。全部で 17 ある。

委員 障害者の「がい」という字に漢字が当たっていることに、違和感がある。「がい」をひらがなで表記し、「障がい者」あるいは「障がい児」にしていただきたい。障害のある方からしたら気持ちのいいものではないと思うので、今後検討をお願いしたい。

事務局 障害者の「がい」をひらがなに、ということだが、「がい」の受け止め方が賛否両論ある。市の中でも議会の中でも、「がい」という言葉の観念が議論されている経過もある。それも含めて、事務局で対応していきたい。

委員 可能であれば、統一的に変更をお願いしたい。

事務局 LGBT について説明。

会長 性的マイノリティについていえば、最近では、パートナーシップ制度がある。自治体によっては、パートナーシップ制度を整えたところもある。パートナーシップ制度だけでは、法的に結婚できるものではないが、少なくとも市としては、同

性同士であっても、パートナーシップは認めましょう、というものである。ただ、パートナーシップを認められても、例えば、病院の入院や手術の際の家族としての同意とまでは、まだ一般に認められていない。

- 事務局 LGBT は性的少数者の方だけを捉えた考え方で、性的指向・性自認というのは LGBT の当事者だけではなく、すべての人について「どんな性別を好きになるか」「自分の性をどのように認識しているか」という広い考え方である。ちょっとわかりにくい部分があるのかもしれない。きちんと整理したい。
- 委員 言葉の方は、わかりやすく伝わりやすくしてもらったらよいということだが、大事なのは、現計画を見ると「性同一性障害」と書かれている。もうこの言葉は、今は使わない。きちんと整理して、8月の審議会では「この言葉でいきます」と示してもらいたい。

(2) 舞鶴市人権に関する市民意識調査の結果について

- 事務局 資料「人権に関する市民意識調査の結果について（概要版）」を説明。
- 会長 対象者の年齢について、18歳以上を抽出しているが、前回はどうであったのか。また、いじめの問題等が出た場合、子どもの意識について、例えば学校のアンケート等、別に実施しているのか。
- 事務局 前回の意識調査は、20歳以上が対象であったが、今回は18歳以上を対象とした。18歳未満のアンケートについては、学校で実施しているかどうか、確認はしていない。
- 委員 ここまで細かい意識調査というのは、中学生や小学生相手には多分していないと思う。「いじめアンケート」や「いじめに対するもの」など、人権教育の中で同和問題やインターネット、学校の問題、感染者に対する人権教育は、どこの学校も確実にしている。ただアンケート調査というと、私は、した覚えはないと思う。
- 委員 性的少数者という表現について、少数者と多数者にわけることが、いろんな差別が始まるような気がして、こういう表現がすごく気になる。
- 会長 ただ、マイノリティという言葉は、国連でも使っている。「マ

イノリティの保護」というのがあり、ある程度やむを得ない面もある。何をもってマイノリティというのか、非常に難しい問題である。指摘の点はとても大切な点だと思うが、その中でどういうふうにしていくか、議論していかなければならない。

委員
委員

「LGBT 等」だけではだめなのか、と思う。
学校における人権教育でいうと、昭和の時代と平成の時代と変わってきている。平成でも一桁、10年代、20年代…と30年の歴史の中でだいぶ変わってきている。法律も変わっている。私の時の人権教育と今の人権教育は全然違うし、いろんな考え方がある。いろんな変遷がある中で、年代によっては全然違うと思うが、そのところを教育の効果があるのかなのか、20代30代くらいの意識がどうなのか検証し、それでもこの結果ならば学校教育としては、きっちりやらなければならない、という結果が出ると思う。

事務局

資料 11 ページの年齢による部落差別についての年齢クロスだが、これによると、50代60代が、部落差別がまだあると認識している人が多い。年齢によって感じ方、認識が変わっているということであり、人権教育等が影響しているのかと思っている。

委員

部落差別等については、その時代時代の背景がうしろにあるように思う。高い年齢で「部落差別はまだある」と回答する人が多いのは、結婚や就職のときに、そういう差別があったことを見聞きすることがあったからではないか。今の若い子たちは、人権教育もあって、部落差別はなくなって、みんな平和であるのだというのが、この数字なのではないか。

委員

そうではない。今の子は、差別されている側に、差別されているという感覚がない。だから、順番に引き継いでいかないといけない。部落差別が一方的になくなったわけではなく、その差別を自分が受けてもわからない。自分には関係ない、という現状がある。

委員
委員
委員

今現在でもそういうのがあるのか。

ある。

40代50代が過去のこと全部蓋をしてしまうので、今の20代は、それをわからずに育っている。なんの引継もなされていないから、差別されている意識がない。わからない。

- 委員 意識調査結果の7ページに関連して、思うことがある。他の委員も言っていたが、いろんな資料や説明をする際の言葉が非常にわかりにくいし、話を聞いていても、わからない言葉が随分出てくる。紙面に書いてあるものを見ながらならわかるが、それをスラスラっと言葉で話されても、どういうことなのか、ということが出てくる。これはやはり、障害の特性というところでは、非常に大事だと思う。次の新しい資料を作る際に、非常に大事にしていかなければいけない部分が「言葉」だと思う。いろんな言葉を使いすぎてもいけないし、わかりやすい言葉として作っていくことが、こういう情報が広く深く拡散していく元だと思う。行政職員はプロなのでわかると思うが、素人が見ても何となくでしか理解できない。これはやはり人権はすごく大事な問題で、みんなに関わることだと思うので、一人ひとりに、だれにでもわかるような言葉というものを、この委員会の中で話し合いながら決めていくことが、私は大切ではないかと思う。
- 会長 新しい人権も含めて17項目あったが、これらの多くは、東京にある人権啓発センターが作成したパンフレットや資料に基づいているものが多いと思われる。詳細な説明をしてくれているが、新しい考えや概念をできるだけ簡潔に伝えようとする点に難しさがある。今日の議論を経て、市民に伝わるものかどうかを意識しなければならないと感じているので、各委員の視点や考え方を大事にしたい。
- 委員 各人権課題に対する取組の17項目も、意識調査結果4ページの様々な人権課題における人権尊重の程度も、「女性の人権」という項目はあるが、「男性の人権」というのがない。私は女性だが、今日おられる男性は、ここに「男性の人権」という項目がないことについて、何か思われることはないのか。
- 会長 アンケート作成時に、そういう議論はなかったのか。
- 事務局 アンケート作成時は、前回調査等を参考にしており、「男性の人権」の視点で議論は行っていない。
- 委員 若年層の性被害も、女子より男子のほうが今多いと言われてるので、今委員が言ったことは大事なことだと思う。
- 会長 最近ジェンダーの人権とあって、男性女性の人権をともに保障していかなければならないとされている。ただ歴史的には、

事務局 女性の差別が長く続いてきた。これを何とかしなければなら
ないと、例えば、女性差別撤廃条約といった形で条約制度が
生まれ、その中からジェンダーという考え方が新たに出てき
た経過があるので、今言われたことは非常に大事だと思う。
市では、男女共同参画の計画も今年度、同時にこれと見直す
ために、ジェンダーの分については、昨年度、別で市民アン
ケートを実施している。内容が重ならないように、今回はこ
の部分は、男女共同参画計画のほうで掘り下げていこうかと
考えている。人権のほうにも関わってくる問題なので、次回
8月に、どういう形で示せるかわからないが、報告はさせて
いただきたいと思う。

委員 現計画 28 ページに、「市職員」というのがあり、その課題と
して、「市政の推進にあたる市職員には、全体の奉仕者とし
て」とある。奉仕者の意味を辞書で調べると、「社会などのた
めに尽くすこと」とある。ある程度の年代の職員はそういう
意識を持っていると思うが、今の若い職員もそういう意識を
持っているのか。

事務局 「全体の奉仕者」という言葉は、10 年前から使われているわ
けではない。公務員として、そういう立場になったときから、
全体の奉仕者として、公務員としての倫理観をもって取り組
んでいるものである。新規採用職員にも、そういう意識を持
つよう伝えている。

6. その他

会長 今日どうしても発言しなかったという点がさらにあれば、メ
ールあるいはその他の方法で、事務局に伝えていただきたい。
い。

事務局 次回の8月には、今日の意見を踏まえて、案が出てくるので、
それに基づいて、身近なところから意見をいただきたい。
第2回の審議会は、8月30日月曜日の13時30分から、を
予定している。